

地震・火山噴火予知研究協議会内規（火山分科会）

平成18年6月28日制定

平成21年4月18日制定

平成26年9月18日制定

平成28年4月28日制定

（趣旨）

第1条 この内規は、東京大学地震研究所地震・火山噴火予知研究協議会（以下、「協議会」という。）規則第8条の規定に基づき、協議会火山分科会（以下「火山分科会」という。）の組織と運営について定めるものとする。

（目的）

第2条 火山分科会は、協議会における火山噴火観測研究固有の事項を扱い、協議会の効率的運営を図り、もって火山噴火研究の推進を図ることを目的とする。

（任務）

第3条 火山分科会は、前条に定める目的を達成するため、次の各号を実行する。

- (1) 協議会から諮問された火山噴火観測研究固有の事項について協議する。
- (2) その他、火山噴火研究の推進に関わる事項について協議する。

（組織）

第4条 火山分科会は協議会の決定した委員をもって組織する。

2 必要に応じてオブザーバの参加を認める。

（主査）

第5条 火山分科会の主査は協議会が決定する。

（会議）

第6条 火山分科会は必要に応じ主査が招集する。

2 火山分科会は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことが出来ない。

（庶務）

第7条 火山分科会の事務は、東京大学地震研究所事務部にて処理する。

（改廃）

第8条 この内規の改廃は、協議会の議を経て行う。

附則

この内規は、平成18年6月28日から施行する。

附則

この内規は、平成21年4月18日から施行する。

附則

この内規は、平成26年9月18日から施行する。

附則

この内規は、平成28年4月28日から施行する。